

東日本高速道路株式会社供用約款新旧対照表（令和7年1月9日改正）

(下線は変更部分を示す。)

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(スマートインターチェンジにおける車両の進入又は退出)</p> <p>第7条 運転者は、地方公共団体が高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第11条の2第1項の規定に基づき連結許可を受けた同法第11条第1号の施設又は道路法(昭和27年法律第180号)第48条の5第1項の規定に基づき連結許可を受けた同法第48条の4第1号の施設で、道路整備特別措置法施行規則(昭和31年建設省令第18号)第13条第2項第3号に規定するETC専用施設が設置されたインターチェンジ(以下「スマートインターチェンジ」という。)においては、<u>同号のETC通行車</u> <u>(以下「ETC通行車」という。)</u>に限り、高速道路への進入又は高速道路からの退出を行うことができる。ただし、道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車(以下「緊急自動車」という。)その他会社が定める車両については、この限りではない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(ETC専用のインターチェンジ入口又は出口における車両の進入又は退出)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 運転者は、ETC通行車以外の車両により、ETC専用入口において高速道路へ進入し、又はETC専用出口において高速道路から退出<u>せざるを得ない場合は、車線表示板に「サポート」又は「ETC／サポート」の表示がある車線において、</u>会社が別に定めるところにより、高速道路の料金を支払い、又はこれに代わる措置をとらなければならない。</p> | <p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(スマートインターチェンジにおける車両の進入又は退出)</p> <p>第7条 運転者は、地方公共団体が高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第11条の2第1項の規定に基づき連結許可を受けた同法第11条第1号の施設又は道路法(昭和27年法律第180号)第48条の5第1項の規定に基づき連結許可を受けた同法第48条の4第1号の施設で、道路整備特別措置法施行規則(昭和31年建設省令第18号。<u>以下「施行規則」という。)</u>第13条第2項第3号に規定するETC専用施設<u>(以下「ETC専用施設」という。)</u>が設置され、<u>同号のETC通行車</u> <u>(以下「ETC通行車」という。)</u>のみが通行可能なインターチェンジ(以下「スマートインターチェンジ」という。)においては、ETC通行車に限り、高速道路への進入又は高速道路からの退出を行うことができる。ただし、道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車(以下「緊急自動車」という。)その他会社が定める車両については、この限りではない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(ETC専用のインターチェンジ入口又は出口における車両の進入又は退出)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 運転者は、ETC通行車以外の車両により、ETC専用入口において高速道路へ進入し又はETC専用出口において高速道路から退出するにあたり、ETC専用施設又は施行規則第13条第2項第6号に規定する閉鎖施設を通行せざるを得ない場合は、<u>第3条の規定にかかわらず、当該通行する施設において、</u>会社が別に定めるところにより、高速道路の料金を支払い、又はこれに代わる措置をとらなければならない。</p> |

| 新 | 旧 |
|--------------|--|
| <u>(削除)</u> | <p>措置を取り、通行しなければならない。</p> <p>3 第3条第2項の規定は、前項の規定による料金の支払について適用する。</p> |
| 第9条～第11条 (略) | 第9条～第11条 (略) |